

私立専修学校教育振興補助金算出基準

私立専修学校教育振興補助金の額は、次に定める一般事業補助額、専門課程人件費加算事業補助額、授業目的公衆送信補償金支援事業補助額及び技能教育施設関連事業補助額の合計額とする。

1 一般事業補助額

(1) により算出した当該専修学校の基準額ごとに、(2) により算出した額とする。ただし、新設校については、(3) による額とする。

(1) 基準額の算出

(当該専修学校の前年度一般事業の補助対象経費額) $\times 1 / 15$

(2) 補助額の算出

(ア)、(イ) 及び(ウ) により算出した額の合計額とする。ただし、高等課程を設置していない専修学校及び運営費に対する助成を目的とした他の補助金の交付を受ける専修学校については、(ア) と(イ) の合計額とする。

(ア) 当該専修学校の基準額に $1 / 4$ を乗じた額

(イ) 当該専修学校の基準額に $3 / 4$ を乗じた額が、次の表の左欄に掲げる要件に該当する場合に応じ、同表の右欄に定める額

区 分	算 出 額
当該専修学校の前年度一般事業補助額に $3 / 4$ を乗じ、さらに 1.05 を乗じて得た額 (以下「上限額」という。) を超える場合	上 限 額
当該専修学校の前年度一般事業補助額に $3 / 4$ を乗じ、さらに 0.95 を乗じて得た額 (以下「下限額」という。) を超えない場合	下 限 額
下限額以上かつ上限額以下の場合	基準額 $\times 3 / 4$

(ウ) 次の算式により得た額

(当該専修学校の前年度一般事業の補助対象経費額) $\times 1 / 15$

(3) 新設校の取扱い

別途通知する額若しくは、当該年度一般事業の補助対象経費額の $1 / 15$ のいずれか低い額。

2 専門課程人件費加算事業補助額

次の算式により得た額とする。ただし、専門課程のみを対象とし、別途人件費に対する助成を目的とした他の補助金の交付を受ける専修学校は除く。

(本務教員の人数から専修学校設置基準 (昭和51年文部省令第2号) 第39条に基づき本務教員としなければならない人数を減じた数) $\times 200$ 千円

3 授業目的公衆送信補償金支援事業補助額

次の算式により得た額とする。

(授業目的公衆送信補償金制度に係る経費) $\times 2 / 3$

4 技能教育施設関連事業補助額 (技能教育施設運営事業)

(1) により算出した額とする。ただし、新設校については(2) により算出した額とする。

(1) 補助額の算出

次の算式により得た額とする。

(当該専修学校の前年度技能教育施設運営事業の補助対象経費額) $\times 1 / 2$

(2) 新設校の取扱い

別途通知する額若しくは、当該年度技能教育施設運営事業の補助対象経費額の $1 / 2$ のいずれか低い額。

- 5 技能教育施設関連事業補助額（チャレンジ21支援事業）
鳥取県私立専修学校教育振興補助金交付要綱（平成11年12月7日付総第787号鳥取県総務部長通知）の別表の第2欄に掲げるチャレンジ21支援事業に係る補助対象経費の2分の1の額（1グループ当たり100千円を限度とする。）
- 6 技能教育施設関連事業補助額（魅力ある技能教育施設支援事業）
次の各区分ごとに算出した額（総務部長が別に定める額を限度とする。）の合計額とする。

区分	算出額
人権教育推進事業	人権研修及び生徒の主体的な研究活動に要する経費の2分の1の額
情報教育推進事業	(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の合計額 (ア) パソコンの導入 教育用及び教職員用パソコンの賃借料等の経費の2分の1の額 (イ) インターネットの活用 インターネットを活用した教育活動を推進するために要する経費の2分の1の額 (ウ) 教員の情報教育関連研修 教員の情報教育関連研修に要する経費の2分の1の額 (エ) 情報処理技術者の活用 情報処理技術者の活用に必要な経費の2分の1の額
教員能力開発及び資質向上事業	教員の能力開発及び資質向上のための研修に要する経費の2分の1の額
特色教育振興事業	先進的、モデル的な特色ある教育の実施の要する経費の2分の1の額
生徒指導充実事業	生徒指導に関連して、カウンセリングのための専門的知識を有する者の配置に要する経費の2分の1の額 (一校当たり500千円を限度とする。)
社会人講師採用推進事業	実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用するために要する経費の10分の10の額 (600千円に当該社会人講師の人数を乗じて得た額を限度とする。)
生徒保育体験推進事業	幼稚園や保育園における生徒の保育体験学習を積極的に推進するために要する経費の10分の10の額 (一校当たり120千円を限度とする。)

附 則

- この算出基準は、平成12年12月14日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
- この算出基準の施行後3年を経過したときは、この算出基準の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しをするものとする。

附 則

この算出基準は、平成13年3月1日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成13年11月30日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成14年8月14日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成15年9月19日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この算出基準は、平成17年1月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成20年1月24日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この算出基準に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成20年7月3日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

この算出基準の施行の際、既に交付の決定があった補助金は、この要綱に基づいて交付決定された補助金とみなす。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成21年10月15日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、平成28年9月27日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この算出基準は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。